

○学校法人東北学院役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員の報酬等並びに院長及び学長の職務に対する報酬等の支給基準に関する規程

令和2年3月5日制定第9号

改正

令和6年3月7日改正第28号

令和7年3月6日改正第20号

令和7年7月31日改正第90号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東北学院寄附行為（以下「寄附行為」という。）第61条の規定に基づき、役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員の報酬等に関し必要な事項を定める。

2 前項の規定にかかわらず、院長及び学長の職務に対する報酬等については、当該職務の重要性に鑑み、この規程に定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第6条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学校法人東北学院寄附行為施行細則第6条に定める常勤の理事（理事長、常任理事、法人事務局長及び寄附行為第8条第1項第1号に定める本院の職員から選任された理事）及び寄附行為第32条に定める常勤の監事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前号の常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、寄附行為第6条第2項に定める者をいう。
- (5) 会計監査人とは、寄附行為第6条第3項に定める者をいう。
- (6) 理事選任機関構成員とは、寄附行為第7条第1項に定める者をいう。
- (7) 院長とは、寄附行為第3条の2に定める者をいう。
- (8) 学長とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項及び東北学院大学学則第57条第2項に定める者をいう。
- (9) 報酬等とは、報酬、期末手当、退任慰労金、諸手当その他役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員並びに院長及び学長としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (10) 費用とは、役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）等の経費をいう。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 前条第1項第2号から第8号に定める者に対しては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報酬等及び費用を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、期末手当、退任慰労金、諸手当及び費用
- (2) 非常勤の役員 報酬、退任慰労金及び費用
- (3) 評議員 日額の報酬及び費用
- (4) 会計監査人 毎年度本院との間で締結する監査契約に係る報酬
- (5) 理事選任機関構成員 日額の報酬及び費用
- (6) 院長及び学長の報酬等は、第1号の常勤の役員のために準じる。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の月額、別表第1に基づき、経験等を考慮し、その範囲内で理事会から評議員会に意見を徴した上で定めた額を支給する。ただし、寄附行為第8条第1項第1号に定める理事(院長及び学長の場合は除く。)の報酬等の月額は、学校法人東北学院教職員俸給及び諸手当規程に基づき支給される俸給及び諸手当とする。

- 2 役員就任4年経過後に引き続き同一の役職に再任された者については、段階的に上位の号俸に格付けすることができるものとする。
- 3 常勤の役員の期末手当は、別表第3に定める算定式により算出される額の範囲内で、支給する。ただし、寄附行為第8条第1項第1号に定める理事(院長及び学長の場合は除く。)の期末手当は、学校法人東北学院期末手当支給基準を準用する。
- 4 常勤の役員の退任慰労金は、別表第4に定める算定式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。ただし、寄附行為第8条第1項第1号に定める理事(院長及び学長の場合は除く。)の退任慰労金は、算定式の退職時報酬月額を常勤の役員の理事職務手当月額に読み替えて理事退任時に支給する。
- 5 非常勤の役員に対する報酬の月額は、別表第5に定める額とする。
- 6 非常勤の役員に対する退任慰労金は、別表第6に定める算定式により算出される額の範囲内で理事会において決定する。
- 7 評議員の報酬等は、別表第7に定める。
- 8 会計監査人の報酬等は、監査契約に定める。
- 9 理事選任機関構成員の報酬等は、別表第7に定める。
- 10 院長及び学長の報酬等の月額、期末手当、退任慰労金の額及び算定方法は、第1項、第3項及び

第4項の常勤の役員の定めに準じることとし、別表第2に定める。

- 11 院長及び学長に対して、第2項を適用する場合においては、当初の任期を含めて4年を経過した後に、上位の号俸に格付けするものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月20日(ただし、支給日が土曜日、日曜日又は祝祭日に当たる場合は、前の営業日に支払うものとする。)

(2) 期末手当 毎年6月及び12月

(3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後1か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、毎年9月及び3月に支給する。

3 評議員に対する報酬は、評議員会の出席に当たった都度、支給する。

4 会計監査人に対する報酬は、監査契約に定めた方法による。

5 理事選任機関構成員に対する報酬は、理事選任機関の出席に当たった都度、支給する。

6 院長及び学長に対する報酬等の支給時期は、第1項第1号から第3号までの常勤の役員に対する報酬等の定めに準じる。

7 役員、評議員及び理事選任機関構成員並びに院長及び学長の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

8 役員、評議員及び理事選任機関構成員並びに院長及び学長の報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(諸手当)

第6条 常勤の役員に支給する諸手当は、調整手当、通勤手当、住居手当及び理事(監事)職務手当とする。

2 常勤の役員の調整手当は、学校法人東北学院調整手当支給規程を準用する。

3 常勤の役員の通勤手当は、東北学院通勤手当支給内規を準用する。ただし、タクシー等を使用する場合は、支給しない。

4 住居手当は、赴任時に支給することが適当と理事会が承認した場合、月額20万円を上限として支給する。

5 常勤の役員の理事(監事)職務手当は、一律月額10万円とする。ただし、役員を兼務する場合は役職ごとに支給する。

6 院長及び学長に支給する諸手当、調整手当、通勤手当及び住居手当は第1項から第4項までの常勤の役員の定めに準じる。

(旅費)

第7条 役員、評議員及び理事選任機関構成員の旅費は、学校法人東北学院旅費規程による。

2 前項のほか、役員については、外国出張に関する出張手続、旅費の支給その他の必要な事項は、東北学院大学国外出張旅費規程を準用する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 月の初日以外の日新たに常勤の役員に就任した場合の就任当月分の報酬等は、次条に規定する報酬等の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を報酬等の月額から控除した額とする。

2 月の末日以外の日常勤の役員を退任した場合の退任当月分の報酬等は、次条に規定する報酬等の日額にその者が退任した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を報酬等の月額から控除した額とする。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の報酬等は、全額を支給する。

3 院長及び学長については、前各項の常勤の役員の定めに準じる。

(報酬等の日額)

第9条 常勤の役員の報酬等の日額は、報酬等の月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

2 院長及び学長については、前項の常勤の役員の定めに準じる。

(公表)

第10条 本院は、この規程をもって、私立学校法（昭和24年法律第270号）第107条第1項第3号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、法人事務局庶務部庶務課において処理する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴取した上で理事会が行うものとする。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月7日改正第28号）

この規程は、2024年3月7日から施行する。

附 則（令和7年3月6日改正第20号）

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。
- 2 2025年度定時評議員会まで在任する役員及び評議員については、なお従前の例による。
- 3 2025年度定時評議員会終了後に就任又は再任された役員及び評議員については、改正後の規定を適用する。

附 則（令和7年7月31日改正第90号）

- 1 この規程は、2025年7月31日から施行し、2025年4月1日から適用する。
- 2 別表第1及び第2に定める一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第11指定職俸給表の準用については、当該年度の4月1日を基準日とする。

別表第1（第4条第1項関係）

常勤の役員の報酬

第4条第1項に規定する役員の報酬の月額、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第11指定職俸給表に準じて、次に掲げるそれぞれの役職に対応する号俸の範囲で、理事会が決定する。

理事長	6号俸又は7号俸
常任理事	3号俸又は4号俸
常勤監事	1号俸又は2号俸
法人事務局長	1号俸又は2号俸

別表第2（第4条第10項関係）

院長及び学長の報酬

第4条第10項の定めに従い、院長及び学長の職務に係る報酬の月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第11指定職俸給表に準じて、次に掲げるそれぞれの役職に対応する号俸の範囲で、理事会が決定する。

院長	1号俸以上7号俸以内
学長	5号俸以上7号俸以内

別表第3（第4条第3項及び第10項関係）

常勤の役員の期末手当

- 1 第4条第3項に規定する役員の期末手当の基準日及び基準日前の死亡又は退任については、学校法人東北学院期末手当支給基準に準じる。
- 2 前項の期末手当は、基準日現在（死亡又は退任した場合は、死亡又は退任した日）における本俸及び調整手当の合計額に、当該合計額の100分の20を乗じて得た額を加算した額を基礎として、6月及び12月に教職員に支給する割合を乗じて得た額に、基準日前3か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第4条第10項の定めに従い、前各項について、院長及び学長に準用する。

3か月	100分の100
2か月以上3か月未満	100分の80
1か月以上2か月未満	100分の60
1か月未満	100分の30

別表第4（第4条第4項及び第10項関係）

常勤の役員の退任慰労金算定式

退職時報酬月額×在任期間

- 1 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の例による。
- 2 上記在任期間は、常勤の役員の就任から退任までの年数とする。ただし、在任6か月未満の端数がある場合は、その端数はこれを切り捨てる。
- 3 第4条第10項の定めに従い、前各項について、院長及び学長に準用する。

別表第5（第4条第5項関係）

非常勤の役員の報酬

	月額
理事	100,000円
監事	100,000円

別表第6（第4条第6項関係）

非常勤の役員の退任慰労金算定式

基準報酬額×下記の表に定める在任期間の割合

- 1 非常勤の役員の退任慰労金における基準報酬額は、一律5万円とする。
- 2 非常勤の役員の退任慰労金は、別表第3の第1項及び第2項の規定を準用する。

3 非常勤の役員の退任慰労金は、基準報酬額に次に掲げる在任期間の割合を乗じて得た額の合計額とする。

4 本院に特段の貢献を為したる者については、評議員会の意見を聴取した上で理事会の議を経て退任慰労金に加給して支給することができる。

1年以上10年以下	1年につき100分の100
11年以上20年以下	1年につき100分の110
21年以上	1年につき100分の120

別表第7（第4条第7項及び第9項関係）

評議員及び理事選任機関構成員の報酬

	日額
評議員	10,000円
理事選任機関構成員	10,000円